

## 岡山市 P T A 協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は P T A 会員の資質の向上及び P T A 活動の促進のため、岡山市 P T A 協議会に対し、予算の範囲内において岡山市 P T A 協議会補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては岡山市補助金等交付規則（昭和 4 8 年市規則第 1 6 号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業（事務）は、次に掲げるものとする。

- (1) 研修会，講演会等の開催その他これに類すること。
- (2) 幼児，児童及び生徒の教育，福祉の増進に関すること。
- (3) 教育の振興又は教育的環境整備に関すること。
- (4) その他団体の目的達成に必要な事業

(補助事業者)

第 4 条 補助事業者は、岡山市 P T A 協議会とする。

2 前項の規定にかかわらず、規則第 2 0 条第 1 項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 1 年を経過していない場合は、補助事業者としない。

(補助対象経費)

第 5 条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものに限る。

- (1) 岡山市及び岡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）と連携して実施する事業に係る経費
- (2) 岡山市国公立幼稚園 P T A 連合会，岡山市小学校 P T A 連合会及び岡山市中学校 P T A 連合会とともに主催し、又は共催する事業に係る経費
- (3) 会員の資質の向上及び活動の促進及び啓発を目的とする事業に係る経費
- (4) 会員相互又は教育関係団体との交流を目的とする事業に係る経費

(5) 団体の運営に係る経費

(補助金額)

第6条 補助金額は、補助事業に要する経費のうち、教育委員会が定めた額とする。

(交付の申請)

第7条 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第4号の書類の添付は要しないものとする。

(状況報告、着手届及び完了届の免除)

第8条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(補助金等の完了前交付)

第9条 規則第19条第1項ただし書の規定により、同条第2項に定める補助金等交付請求書の提出があった場合であって、岡山市教育委員会が事業を実施するに当たり必要と認めるときには、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月8日から施行する。